

(書 式 1 - 1 - 2 - 3)

株 式 取 得 者 が 譲 渡 制 限 付 株 式 の 譲 渡 の 承
認 及 び 株 主 名 簿 の 書 換 を 求 め 、 承 認 し な い
場 合 は 他 の 譲 渡 の 相 手 方 を 指 定 す る よ う
請 求 す る 譲 渡 承 認 請 求 通 知 書

株 式 譲 渡 承 認 及 び 名 義 書 換 請 求 書

前 略 今 般 、 私 共 ○ ○ ○ ○ と ○ ○ ○ ○ は 、
平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 、 ○ ○ ○ ○ の 所 有
す る 貴 社 の 普 通 株 式 ○ , ○ ○ ○ , ○ ○ ○ 株
を 、 ○ ○ ○ ○ に 譲 渡 い た し ま し た 。

つ き ま し て は 、 会 社 法 第 1 3 7 条 に 基 づ
き 、 上 記 譲 渡 に つ き 、 本 書 を も っ て 、 貴 社
の 承 認 を 請 求 致 し ま す 。

ま た 、 貴 社 に 対 し 、 株 主 名 簿 の 名 義 書 換
を 請 求 い た し ま す 。

譲 渡 の 目 的 で あ る 株 式 の 株 券 番 号 は ○
○ の ○ ○ ○ ○ ないし ○ ○ の ○ ○ ○ ○ です 。

上 記 株 券 は 、 貴 社 に 対 し 、 本 通 知 書 と 同
時 に 発 送 す る 予 定 です 。

な お 、 譲 渡 に つ き 不 承 認 の 場 合 は 、 譲 渡
の 相 手 方 を ご 指 定 下 さ い 。

草 々

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

(通知 人)

〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 〇 〇 番 地
〇 〇 〇 〇

〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 〇 〇 番 地
〇 〇 〇 〇

〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 丁 目 〇 番 〇 号

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社

代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇 殿



Asahi Chuo

解説

全部又は一部の株式につき、譲渡による当該株式の取得に会社の承認を要する旨の定めを定款に設けている会社において、株主が会社に対して株式譲渡の承認を請求し、承認しない場合には株式の買取を求めるという株主の投下資本回収の手段が規定されている（会社法第2条第17号、第107条第1項第1号、第108条第1項第4号、第136条以下）。

譲渡承認機関は取締役会設置会社では取締役会、取締役会を設置しない会社では株主総会となる（同法第139条1項）。

本件は、株主が譲渡制限株式を取締役会の承認を得ないで譲渡した場合に、株式取得者が株式譲渡者と共同して、会社に対し、当該株式の取得の承認を請求するとともに、承認しない場合には、その株式を買い受けるべき者を指定すべきことを請求する通知である（同法137条、138条第2号）。なお、譲渡承認の請求と株主名簿書換の請求を同時に行うことが可能であり、手続として簡便であることから、本件もかような場面を想定したものである。

このような承認請求があった場合には、会社は、譲渡を承認するか否かの決定内容を、譲渡等承認請求者に通知し（同法第139条第2項）、会社が譲渡を承認しない旨の決定をしたときは、会社自ら当該株式を買い取るか（同法第140条第1項）、他に譲渡の相手方（指定買取人）を指定する（同条第4項）ことを要する。

なお、会社が承認請求の日から2週間以内に承認の可否についての通知をしない場合、会社は譲渡を承認したものとみなされる（同法第145条）。譲渡を承認しない旨を通知してから40日以内に、会社が株式を買い取る旨の通知をしないとき（ただし指定買取人が定められ、指定買取人が、譲渡を承認しない旨の通知から10日以内に買い取りの通知をしたときを除く）も同様である。